



まちなみ通信 第50号

「朝日まちなみプラン」を住民の皆さんにより身近に感じていただくため、プランに基づく町や地域の皆さんの動きを「まちなみ通信」として紹介します。

「第2回 空き家でこんなこと交流会」を開催します！

朝日まちなみプランの一環として昨年12月に開催した「空き家で創業セミナー」は大盛況となり、意欲ある方々が繋がる場となりました。今年度は、空き家で「こんなことをしたい！」という方々が「繋がる場」ということによりフォーカスし、計5回の交流会を開催予定しています。第2回目は名張市で空き家を活用したワーキング、レンタルスペースを展開されている「一般社団法人つなぐ」の野山氏をお招きし、具体的なお話をしていただきます。ぜひご参加ください！

日時	9月1日(日) 14時から2時間程度	対象	空き家で何かやりたい人、空き家活用に興味がある人、空家所有者
場所	町内の空き家	定員	20名程度
内容	講師からの話題提供、参加者有志によるやりたいこと等のプレゼンテーション、参加者と講師を交えての交流等	申込	二次元コードよりお申込みいただくか、産業建設課までご連絡ください
講師	一般社団法人つなぐ 代表理事 野山 直人氏		(締切：8月23日(金))



「第1回 空き家でこんなこと交流会」の様子をご紹介します！

6月30日(日)に開催した第1回目の様子を紹介します。武田講師の話題提供により前向きな気持ちが盛り上がった後、参加者からのプレゼンテーションにより「こんなことやりたい！」がシェアされ、活発な意見交換が飛び交う交流会へと繋がりました。



空家化予防のポイント

住む人がなくなったときにスムーズに引き継いでいくため、住んでいる時から権利関係の確認や現状に合わせた登記の変更、相続などの対策を早めに行いましょう。

STEP 1 現在の登記を確認しましょう。

相続登記がされず、前所有者の名義のままであることがあります。登記が現在の所有者になっているかを確認し、現状と異なる場合は将来のトラブルを防ぐために、必要な登記手続きをすませてください。



STEP 2 生前に相続対策について話し合いましょう。

残された家族が相続でトラブルにならないよう、相続の問題に対して生前に対策を取っておきましょう。具体的には、親族間で話し合う場を持ち、遺言書の作成や生前贈与などの方法を検討することが挙げられます。遺言書の作成や生前贈与などには守らなければならないルールや必要な手続きがありますので、司法書士等の専門家に相談しましょう。



STEP 3 専門家に相談しましょう。

相続に関しては、名義変更・税・相続人間での争いなど様々な問題があります。それぞれに合わせて弁護士、司法書士、税理士等、専門家に相談しましょう。



メモ：空家の譲渡所得の3,000万円特別控除（特例措置適用期限 2027年12月31日まで）国土交通省HPより

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたもの）に限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円が特別控除されます。

拡充ポイント：令和5年度の税制改正に伴う制度拡充により、売買契約等に基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修又は除却の工事を行った場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象となります。（令和6年1月1日以降の譲渡が対象）



建物を誰にどう引き継ぐかを決めておきましょう。

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658